

19年度・ちよこつと共済(交通災害共済)
加入申込受付のお知らせ

2月1日(木)から予約受付開始



加入申込場所
田無庁舎2階指定金融機関
窓口、保谷庁舎1階公金取扱
窓口、市内の各銀行窓口(郵
便局を除く)、中原・谷戸・柳
橋の各出張所に会費を添えて
お申し込みください。

東京都の市町村が共同で運
営する「ちよこつと共済」は、
市民の皆さんが会費を出し合
い、交通事故にあったとき、
見舞金を受けられる助け合い
の制度です。

共済期間 毎年4月1日
翌年3月31日
手続きは簡単。しかも選べ
る2コース制です。

Aコース(年額千円) 最
高300万円の見舞金
Bコース(年額500円) 最
高150万円の見舞金

加入申込 西東京市に住民
登録、外国人登録をしている
方なら、どなたでも加入でき
ます。就学のため東京の市町
村以外に転出していても会員
と生計が同じ方なら加入でき
ます。パンフレットと加入申
込書は、各家庭に配布します。
また加入申込書は、市内の各
銀行窓口(郵便局を除く)に
も備え付けてあります。

はなバスの車両がかわります

車両の老朽化等により、現在運行している車両のうち、8台
を順次入れ替えていきます。対象となる車
両は、第1・4ルートの外国製車両6台と、
他のルート運行している2台です。
入れ替えの予定時期につきましては、2
月ごろから、6月ごろまでを予定していま
す。

交通計画課(保谷内線2472)



http://www.chokot.jp
交通災害共済ホームページ
アドレス

どんな小さな交通事故(自
転車単独事故等)でも必ず直
ちに警察に届け出て交通事故
証明(人身)の申請をしてく
ださい。

Q 契約してから8日間は「クーリング・オフ」できるということですが、どのような場合にできるのですか

A クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引で契約したとき、後で考えたら「止めたい」という場合に使える権利で、特定商取引法で決められています。訪問販売等で、不意打ち的に勧誘を受け、十分に考える時間がないままに契約をした、商品やサービスの内容等、よくわからないまま契約した等という場合に使える権利です。

消費生活相談Q&A
「クーリング・オフ」ってなに?

訪問販売(家庭訪問、キャッチセールス、ポイントメント、SF商法等)や電話勧誘販売で契約した場合は契約書面をもらってから8日間、マルチ商法や業務提供誘引販売(内職商法)は20日間がクーリング・オフ期間となっています。

特定継続的役務(語学やパソコン教室、学習塾、家庭教師派遣、エステ、結婚相手紹介サービス)の場合は店舗で契約しても8日間はクーリング・オフできません。

書面(はがき)で「いつ何をいくらで、だれが、だれと」した契約を解約するの事業者に通知します。はがきを書いたらコピーをとり、配達記録等で出します。クレジットで契約した場合は、クレジット会社にも同様の通知を出します。

クーリング・オフすると、契約は解約になり、商品は返し代金は返金されます。手数料等の負担はありません。

一部消耗品等を使用した場合は、クーリング・オフできないときがあります。

特定商取引法以外にもクーリング・オフの規定があります。詳しくは相談室にお問い合わせください。

消費生活センター消費生活相談室(☎425・4040)

住宅リフォームなどをお考えの方に

市内の建築関連事業者で組織する「西東京市住宅リフォーム幹事センター」を通して、住宅増改築や修繕、貴、植木、塗装、屋根等、各種職人さんをおつせんします。

受付 消費者センター・午前9時~午後4時30分

また、住宅増改築相談を毎月第1金曜日(休日)に当たるときは翌週(午後1時30分~4時、田無庁舎2階・保谷庁舎1階のロビー)で行います。

消費者センター(☎425・4141)



無料市民相談

内容	日時	場所	内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時	(田) (保)	消費生活相談	毎週月曜日~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時	消費者センター (☎425-4040)	
専門相談(予約制)	法律相談	2月15日・16日・27日 午前9時~正午 16日は女性弁護士による相談	住宅増改築相談	2月2日 午後1時30分~4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎425-4141)
	人権・身の上相談	3月1日 午前9時~正午	動物相談 (西東京市獣医師会)	2月21日 午後1時30分~2時30分	田無庁舎2階ロビー	環境保全課 (☎464-1311 内線2212)
	2月22日 午前9時~正午	保谷庁舎1階ロビー				
	2月23日 午後1時30分~4時30分	子ども家庭相談 (電話・面接)	毎週火曜日~土曜日 午前9時~午後4時 13日は休みです	コール田無3階子ども 家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎451-0600) 相談専用電話 (☎451-0808)	
	2月16日 午後1時30分~4時30分	母子相談	毎週火曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課(☎464-1311 内線2351) 事前連絡をしてください		
	2月15日 午後1時30分~4時30分	教育相談	毎週月曜日~金曜日 午前9時~午後5時	保谷庁舎4階	教育相談課 (☎464-1311 内線2641) 電話相談 (☎425-4972)	
	2月8日 午後1時30分~4時30分			田無庁舎5階(予約のみ)		
	2月15日 午後1時30分~4時30分	女性相談	月・火・金曜日 午前10時~午後4時 木曜日 午後3時~8時	市民会館2階相談室 金 ・土曜日正午~午後1時 は休み。月・火曜日午 後1時~2時は休み。 いずれも予約優先。受付 時間は、相談終了時間の 30分前までです。外出が 難しい方には、電話でのカ ウンセリングにも応じます。	悩みなんでも相談 (☎450-0222) カウンセリング (☎450-0222) からだの相談予約電話 (☎450-0055) 生活文化課男女平等推 進係(☎450-0055)	
	2月14日 午後1時30分~4時30分			からだの相談 (面接)	2月14日午前10時~正午 循環器科の女性医師が相 談に応じます。	
	2月28日 午後1時30分~4時30分			電話医療相談 (西東京市医師会)	2月6日耳鼻科・13日脳外科 午後1時30分~2時30分	(☎438-1100)
	年金・労災・雇用保険・人事一般相談	2月19日 午後1時30分~4時30分	(田)	電話歯科相談 (西東京市歯科医師会)	2月2日・9日 午後0時30分~1時30分	(☎466-2033)
	行政相談	2月16日 午後1時30分~4時30分	(田)			
	相続・遺産・成年後見等手続き相談	2月1日 午後1時30分~4時30分	(保)			
2月7日 午後1時30分~4時30分		(田)				